

田辺運送自己破産闘争

9・30債権者集会で闘争終結！ 暖かいご支援ありがとうございました

港合同 事務局

二〇一〇年一月に、和歌山県田辺市に本社を置く田辺運送株式会社に、「田辺運送ユニオン」が結成されました。社内には別組合があり、県内の拠点支部でしたが、会社再建を巡って非組合員や中間管理職への差別的扱い等があり、組合員が三〇名近く集まり結成するに至りました。

しかし、これに危機感を抱いた会社は、結成から二カ月後の三月に田辺運送ユニオンのT委員長を解雇してきました(港合同への加入は、T委員長解雇後でした。又、破産後に明確になったことですが、この解雇は、会社と別組合が共謀して行なったもので、全くの不当解雇そのものです)。

T委員長の解雇問題は、二〇一〇年四月二〇日に不当労働行為の申立を行ない、四回の審問を重ね、二〇一一年八月二六日に、解雇撤回、賃金支払い(バックペイ)、謝罪文の手交が命じられました(二〇一一年八月十五日の会社倒産直後の命令でした)。

又、T委員長の解雇問題で、手助けしたというあらぬ疑いを口実に、別組合の中で活動していたKさんを、二〇一〇年六月二四日出勤停止、六月二九日付け解雇を強行してきた為、Kさんも港合同に加入しながら、解雇無効を裁判で争う形となりました。

Kさんの裁判は、二〇一〇年八月一〇日提訴、七回の弁論を経て、二〇一一年六月三〇日に証人調べの経過となり、解雇理由が全くない事が明確となりました。

一方、Tさんの解雇問題も裁判で争い、共に永嶋靖久弁護士に依頼し、二〇一〇年十一月十六日提訴、五回の弁論を経て(二〇一〇年十二月十六日より)、Kさん裁判とTさん裁判が同じ期日で進められた)、二〇一一年七月二八日に証人調べ

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

が行なわれ、同じく解雇理由が全くないことが明確になった為、裁判長より解雇撤回を前提とした和解交渉が強力に進められ、和解期日として、二〇一一年八月九日が設定されたのでした。

しかし、当時会社内では、自らが犯した不当解雇を反省するのではなく、「二人の解雇を撤回したら、払う金がない」等、徹底して港合同排除の姿勢を貫き、事実、二〇一一年に入ってから、港合同との団体交渉は一切拒否しながら、別組合とは頻繁に団体交渉を重ねるといふ組合間差別の不当労働行為を重ねていま

した。故大和田委員長は「こんな事をしていたら、会社を潰してしまう」として、様々なルートを通して、会社側との接触を試み、説得する努力を重ね、会社再建のために協力する用意がある事を再三、再四に亘り表明していましたが、会社内の力関係や、代理人弁護士の対応もあり、二〇一一年八月九日の和解期日は、会社側から直前になって拒否され、結果として、同年八月十五日には会社閉鎖を強行し、九月十三日自己破産宣告と至ったのです。

二〇一一年八月十五日にはあらたな不当労働行為の申立てを行なうと共に、九月十三日以後に、破産管財人を当業者追加し、倒産前の不当労働行為の追及（とりわけ、Tさん、Kさんの解雇撤回等）と、倒産以後の公平な破産処理（倒産前には、別組合は会社側と団体交渉を行い、様々な協定書を締結していた）を求め、田辺運送ユニオンの組合員が泊り込み（組合事務所も貸与する約束が会社とはできていたが、別組合が拒否させた為、組合事務所もない状態だった）の闘いに突入した。

破産管財人は、「（破産処理を）公平・公正に行なう」と明言していましたが、会社の基本財産であるトラックの処分については、極めて問題のある売却を別組合に許してしまっていたのです。

これ等の事実行為を債権者集会で追及すると同時に、府労委の場でも明確にし、「管財人の不当労働行為」とも言える現実を広く訴える為に、債権者集会に合わせて、和歌山地裁周辺での数回に渡るピラ配布等の行動を行なってきました。

最終的に、破産管財人も疑念を持たれるような破産処理には問題があつ

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

たことを認め、府労委の場で和解するに至ったのです。

過程では、田辺本社を占拠し続ける港合同の組合旗について、国道沿いという事もあり、様々に和歌山県内で話題となり、組合関係者を勇気づけた事実もありました。

又、この破産事件の経過の中で、和歌山県における労働相談も数件受け、Tさん、Kさんが中心となりながら、港合同と相談しながら相談者に喜んでもらえるような解決条件を獲得した実績もあります。

田辺運送ユニオンの組合潰しの為の解雇攻撃と

いう不当労働行為が、会社倒産という最悪の事態を招いた経過は、倒産下に於ける組合間差別とも言える現実の中で、我々の反撃により、港合同と田辺運送ユニオン（とりわけTさん、Kさん）の存在と人格を認めさせ、一定の解決に至った事を確認したい。

それは、本年九月三日に第九回目の債権者集会（大阪での破産事件であれば、一〜二回の債権者集会で終る）を行なうという、和歌山地裁での破産事件で注目される事件となった事、又、労働債権の配当率が九〇%を超える債権回収の現実

（普通の破産事件なら一〇%〜三〇%程度が大半）は倒産しなくても生き延びる事が可能であった（組合潰しの為に倒産させた）事を裏付けているのである。

近年、破産法の改悪により、何よりも早く解決する事に主眼を於いた破産処理が最優先されている。労働組合総体の力量低下と共に、破産管財人を相手にする事が不当であるかのような流れが、労働委員会も含めて出てくる事に注意が必要であり、様々な法律の大前提として、労働者の団結権を最優先にした闘いが求められている。

田辺運送ユニオン分会の皆さんが、今後也和歌山の地で、働くものの生活と権利、平和と人権を守るために奮闘されることを願っています。

長い間、ごくろうさまでした。